

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成  
令和7年12月11日(木) 衆・法務委

吉川 里奈 議員(参政)

6問 訟務検事に関して、出産・子育て経験のある女性比率を国民同様に保つべく、働きやすい環境の整備を促進するとともに、検察官の採用人数を増やすなどして、人的体制の整備に努めるべきではないか、法務大臣に問う。

○ (裁判官についてはお答えを差し控えるが、) 一般に人事については、その時々々の政策課題、その優先順位、人材の状況等を総合的に勘案<sup>かんあん</sup>して、その都度、適材適所の観点から、ベストの人事を組むものと承知しており、今後の人事配置のあり方に言及することは困難である。

○ いずれにしても、妊娠・出産・育児に関わる職員であっても、そうでない職員であっても、全ての職員が働きやすい職



場環境の整備・構築に努めることが重要  
であると考えており、引き続き、法務省  
においては、男女共同参画及びワークラ  
イフバランス実現に向けた各種取組を  
行うとともに、適切な業務を遂行できる  
よう、必要な人的体制の整備に努めてま  
いりたい。」

(注) 法務省におけるワークライフバランス推進のため  
の具体的な取組内容としては、

- ・ 男性の育児に伴う休暇・休業等について、1か月  
以上取得
- ・ 男性の配偶者出産休暇及び育児参加休暇を合計5  
日以上取得
- ・ 幹部職員から管理職員に対し、対象職員の休暇取  
得に配慮するよう指示
- ・ 管理職員等において、対象職員が各種休暇制度を  
利用することができるようにするための体制を整備
- ・ 育児休業中の職員に対する定期的な連絡及び情報  
提供  
などがある。

【責任者：人事課 大原課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】